

第1回農林ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年9月20日（水）13:00～14:38
2. 場所：中央合同庁舎第4号館11階第1特別会議室
3. 出席者：
（委員）金丸恭文（統括）、飯田泰之（座長）、長谷川幸洋（座長代理）、
林いづみ
（専門委員）渡邊美衡
（オブザーバー）株式会社東京チェンソーズ代表取締役 青木亮輔
（政府）梶山大臣
（事務局）田和室長、窪田次長、福島次長、佐脇参事官
4. 議題：
（開会）
（1）森林・林業政策の現状と課題について
（2）農林ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項（案）
（閉会）

5. 議事概要：

○佐脇参事官 定刻となりましたので、これより第1回「農林ワーキング・グループ」を始めます。

吉田委員、本間専門委員は本日御欠席です。

本日は、梶山大臣に御出席いただいております。梶山大臣に初めに御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○梶山大臣 担当大臣の梶山でございます。

飯田座長を始め委員各位におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、農林ワーキング・グループの第1回目の会議となります。これまでお取り組みいただいた農業に加えて林業についても検討いただくこととしています。地域の基幹産業でもある農業、そして林業を成長産業としていくことは、その地域を持続可能な地域にしていくことにもつながるわけで、規制改革担当、そして地方創生担当の大臣として、改革が着実に進んでいくことを期待しています。

戦後、植林した木々が主伐期を迎えております。林業・森林には治山・治水機能という公益的な側面を持つ一方で、しっかり産業として育てるため、木材をうまく活用し、需要を拡大し、成長力を高めていくことが期待されています。双方をバランスよく活かしてい

く仕組みづくりについて、実態を踏まえた検討を進めていただきたいと存じます。

委員、専門委員の皆様には、今後とも骨太な議論をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○佐脇参事官 ありがとうございます。

報道関係者はここで御退席ください。

(報道関係者退室)

○佐脇参事官 なお、梶山大臣におかれましては、公務により途中で御退席されると聞いております。

本日は、農林ワーキング・グループの初回会合となりますので、まず初めに、ワーキング・グループに所属いただく各委員、専門委員の皆様から、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。

まず金丸議長代理、飯田座長に御挨拶をいただきまして、その後は座長に進行をお願いしたいと思います。

それでは、金丸議長代理、よろしくお願いいたします。

○金丸議長代理 議長代理の金丸です。

林業につきましては、先ほど大臣がおっしゃられたとおり、地方にとって基幹産業の1つとして育てていくべきだということに思っておりまして、そういう意味では、公益的側面と成長産業化、そして、サプライチェーンの中の全てのプロセスもゼロベースで見直しをさせていただきたいと思っています。

飯田座長を支えながら御議論に参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○佐脇参事官 それでは、飯田座長、よろしくお願いいたします。

○飯田座長 今回、座長を仰せつかりました明治大学の飯田でございます。

今期の農林ワーキング・グループは、これまでやってまいりました農業に関する話題に加えて林業、そして、この農業と林業というのと密接につながっているのが地域、地方の土地利用のあり方です。その中で、今期は森林における所属不明地、または権利の混乱等の問題を解きほぐしていくために何ができるのか。また、農業に関しては、新しい農法に適した農地の定義についての再考と、土地ということは私有財産にかかわる非常に大きなテーマが続くこととなります。

私自身、不勉強な点が多いかと思いますが、何とぞ委員の先生方、専門委員の先生方におかれましては、よろしくお助けのほど、よろしくお願いいたします。

○佐脇参事官 それでは、ここからの進行は飯田座長によろしくお願いいたします。

○飯田座長 引き続き委員、専門委員の皆様は順次御挨拶をお願いいたします。

会議時間が限られておりますので、皆様、1分程度でよろしくお願いいたします。

それでは、長谷川座長代理、よろしくお願いいたします。

○長谷川座長代理 どうも長谷川でございます。

私は新聞の出身で、林業の実態については必ずしも詳しいわけではございませんけれども、日本全国いろいろ歩いておりますと、本当に日本というのは森林が多いなと。今、手元の資料を見ても、国土面積3,780万ヘクタールのうち66%が森林。これを産業の資源として捉えて新たな成長を目指していくとても大事なことだと思いますので、皆様方のお知恵をかりながら議論に参画していきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。

農業ワーキングに引き続き林業についても参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は弁護士の立場から参加させていただいておりますが、農業の場合と同様、林業の成長産業化の課題としては、やはり土地所有の問題、補助金のあり方、組合のあり方など、農業の場合にも見られた様々な課題がさらに根深い形で見られるように思われ、また、その状況の厳しさにおいては農業をも上回る危機的な状況にあると思っておりますので、スピード感を持ってこの改革に取り組みたいと思っております。

以上です。

○飯田座長 ありがとうございます。

続きまして、渡邊専門委員、お願いいたします。

○渡邊専門委員 渡邊と申します。

食品会社から参加しておりまして、産業としての農業、林業ということを主に考えてまいりたいと思っております。

林業に関しては、食品以上に、林に生えた木をどうやって産業として利用できるように加工していくか。木を育てて以降の使い方、使い道、どうやって利益が出る産業に育てていくかという点が大事だと思っておりますので、その点から議論に参加できればと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○飯田座長 ありがとうございます。

また、本日は株式会社東京チェーンソーズ代表取締役の青木様にも会議に御参加いただいております。青木様には今後、本ワーキング・グループの専門委員として会議にご参加いただく予定でございます。

それでは、青木様、よろしくお願いいたします。

○青木代表取締役 初めまして。東京チェーンソーズの青木と申します。

東京の檜原村という場所で林業会社をしております。弊社は、この業界の中では珍しく、平均年齢は約30歳、社員は私を入れて14名という規模で林業をしております。大きく分けて環境ビジネスということで、環境のための森林整備を東京都さんとか地元の檜原村とか、そういった自治体から請け負って森林の整備をするという仕事と、顔の見える林業と

いうキーワードを掲げて、木材生産、そして、商品開発ということまで手がけ始めました。

創業して12年、まだまだ若い会社であります。どこまでお力になれるかわかりませんが、できるだけ頑張りますので、よろしく願いいたします。

○飯田座長 ありがとうございます。これからよろしく願いいたします。

それでは、議題1に入らせていただきます。

「森林・林業政策の現状と課題について」、林野庁より御説明をいただきたいと思います。

(農林水産省関係者入室)

○飯田座長 農林ワーキング・グループでは、農業同様に潜在力ある一次産業として林業にも視野を広げ、担い手不足など産業を取り巻く環境や成長産業化に向け、解決すべき課題などについて今後説明を聴取し、議論を進めていきたいと思います。

本日は、林野庁から沖長官にお越しいただいております。よろしく願いいたします。

○沖長官 林野庁の沖でございます。よろしく願いいたします。

○飯田座長 それでは、早速ですが、御説明、お願いいたします。

○沖長官 それでは、お手元の資料に沿いまして御説明申し上げたいと思います。

資料1-1でございます。

1枚おめくりいただきまして、現在の森林・林業の現状と課題について御説明申し上げたいと思います。

まず、森林資源でございますけれども、グラフを見ていただきますとおわかりのように、左の上ですが、我が国の森林は国土の約3分の2を占めております。そのうち2,500万ヘクタールでございますけれども、人工林と言われる人間がつくってきた森林、これが約1,029万ヘクタールございます。我が国はそういう意味では森林国と言えるかと思います。

その森林のうち人工林がどのようになっているかという、その下のグラフをごらんください。森林を見る場合、5年を一くりとして見ますので、1つの固まりは5年生のものが固まっているということでございます。見ていただきますと、11齢級、下に11と書いてありますけれども、51~55年生以上の森林が全体の人工林の35%を占めている。さらに、このまま推移をしていった場合、平成32年度の末にはその約半分が51年生以上の森林になるということかと思います。すなわち、ようやく利用できる森林がふえるということだと思います。ちなみに、こういったときにこれから始まるのが主伐と呼ばれる木をまとまって切って使っていくというやり方です。

主伐期を迎えました人工林でございますけれども、直近の平均的な蓄積でございますが、その増加量について右側の赤い棒グラフでございます。年間に約4,800万立方メートルほど伸びておりますけれども、一方、主伐による木の供給量で見ますと約1,679万立方メートルということで、6割強が利用されていない、まだ山に森林は残ったままという形でございます。

条件のよい人工林におきましては、こうした状況が現在あるということでございます。

2 ページでございますが、では、森林を産業として利用している林業の現状でございます。我が国の所有形態についてです。左の上の林家と呼ばれる83万戸の状況を見てみますと、赤い点線で区切っているところ、10ヘクタール未満の森林を保有している林家でございますが、そこは全体の9割を占めるこのように非常に零細な経営のものが多くあります。

さらに、その下でございますが、これは抽出の調査でございますけれども、そうした方々の経営の意欲はどうかというのを見てみますと、左のほうでございますが、意欲があまりない、8割方がそんな状況。さらに、そうした方に今後どうされますかと聞いたところ、主伐はあまり考えていないということが7割方あるといった状況でございます。

右側をお願いします。では、その所有している人ではなくて木を切って丸太にしていく方々、林業経営者、要は素材生産業者等でございますが、こうした方々はどうかというのと、規模を拡大していきたい、7割方の方はそのように考えている。そのときに問題となっているのを挙げてくださいますと、事業地、森林の人工林を集めることが非常に難しい、道がまだまだ整備されていません、機械等の装備が必要でございますので、そうしたものがなかなか難しいといったようなことが挙げられてございます。

では、日本における基盤となる道づくりはどうであろうかというのが右の一番下でございます。林業はどちらかというと先進国で行われておりまして、林業先進国でありますオーストリア、ドイツと比べてみますと、林道という林業を行うための基盤となる道、これについては日本の5倍以上の道が入っている。さらに作業道と呼ばれる森林内に道を入れて機械を通して木材を集めるための道、これは日本の10倍近くも入っているというような状況で、ドイツ、オーストリアについて見ますと非常に高密路網の国になっているということでございます。

次のページをお願いいたします。では、そうした課題をどのようにこれから展開して解決していくかということでございます。先ほど見ていただいたように、多くの森林所有者、林家は経営意欲が非常に低い。ところが、その森林を使って産業を興している素材生産業者などは事業拡大の意欲がある。こうした事業地の確保が難しくなっているということで、そういう方々、森林所有者と意欲と能力のある森林経営者との間のミスマッチが生じているのではないかと我々は考えてございます。そうしたところで、それをつないでいくシステムを新たに構築して森林の管理の集積・集約化を推進することが必要であると考えてございます。

4 ページをお願いいたします。そこで、現在検討してこうした案はどうだろうかというのが次の新たな森林管理システムということでございます。林業は今も成長産業化として我々は進めてございますけれども、この成長産業化と森林資源の適切な管理を両立させていく。このために4つ、そこに書いてございます。

まず左の下の図を見てください。森林所有者でございますけれども、きちんと森林を管理していく、適切な森林の管理をするために、まず森林管理の責務を所有者においては明確化していくことが必要である。それとともに、所有者みずからが森林、そうは言っても

所有者、先ほど見ていただくように零細でございますし、なかなかやる気もないというところでございますので、所有者みずからが森林管理を実行できない場合、市町村が森林管理の委託を受ける、意欲と能力のある事業者由市町村がつないでいくスキームをつくる必要があるのではないかと。これはなぜかという、市町村、一番森林現場に近い行政単位として、我々のほうとしても、最近、森林計画とか森林の事業を展開するときが一番よく使うシステムとして市町村を使っております。

3番目として、そうは言っても、再委託できない森林とか、再委託に至るまでの間という森林がございますので、ここにおいて市町村が管理を行っていきましても、意欲と能力のある経営者が森林管理を再委託していくというときに右側の市町村の上のほうに行つないでいくという3段階のシステムでつないでいく。だけれども、下側の二重四角になっているところ、再委託できない森林、自然的条件から見てなかなか難しいといったところもございますので、そうしたところの森林については市町村で管理していただく。また、再委託を行うまでの間、その間も何か森林管理が必要であれば市町村にお願いをするというような形のスキームを考えてございます。

そうしたところに対して、我々としては特に意欲と能力のある経営者が森林の管理をしていくための条件整備として、路網の整備を一層推進していくこととか、集中的な高性能林業機械の導入を進めること、また、最近、主伐がふえてきておりますけれども、低コスト化等の効率的な森林造成をするという意味もありまして、主伐と再造林の一貫作業システムを普及していくといったようなことを考えてございます。

次のページをお願いします。今、申し上げたようなシステムを使って、川上と川下を連携させていく。これは単に川上だけの話ではなくて、川下と呼ばれる製材業者、木材需要者、ここまでつなげていくことが必要であろうと我々は考えてございます。もう一度、上のほうのことは先ほど申し上げたシステムを再度言葉にして書いてございますけれども、森林所有者、素材生産業者の間で意欲と能力のある素材生産業者につないでいくということ。マッチングをするということ。こうしたことの対応の方向として、右側のほうの青い四角のところに書いてありますけれども、先ほど申し上げた路網の整備、機械の導入とか、そうしたものをやっていく。さらに税制上の対応もしてあげるとか、ICTを使うとか、こうしたものに支援をしていくことを考えてございます。

さらに川下のほうを見ていったときには、素材生産業者などと製材業者、丸太を板、柱等にひいていく製材業者へどうつなぐかといったことが1つ課題になってきます。割と古い産業の1つでございますので、流通構造は少し古いところもございます。そこで、最近増えてきているのは、直送型。これまでは丸太を市場に並べて、市場で競りを行い、それが製材業者に行くといったような形でしたが、木材の利用が並材を中心とした一般材を中心とした産業に変わってきておりますので、直接取引にシフトしてきております。そうしたものについて、我々が応援をしていこうということで、右側のほうの青いところにもそうした取引をするところについては支援をする対策を書いてございます。

さらに製材業者から木材の需要者、ここにも幾つかの課題がございます。ここもやはり古い世界で少し流通の問題もございますが、さらに言えば、丸太から製材品になっていて、それが利用される中で、最近はどうしても並材が中心。特に無垢の製材が使われなくなってきている。これは主伐になるとA材と私たちは呼んでいますが、いい材がたくさん出てきます。その使い道がなかなか難しいものがございます。

今後、住宅の需要が人口の減少とともに減ってきます。そのときに木材をどこに使うか。都市の木質化といったことがこれから課題になってまいりまして、非住宅分野に木材が使われていくことを想定しています。これは海外を見ても明らかにその方向で進んでおります。ですから、我々としては特に木材需要の中でA材の木材需要、非住宅というところがキーワードになってきていると思っています。そのときに、構造計算が必要でございまして、構造計算に耐え得るように、JAS材であると構造計算がきちんとできますので、JAS材の普及といったものが非常に重要であろうということで考えて、そういったものの支援をしていこうと考えてございます。

次のページをお願いします。ここから参考でございますけれども、現在、所有者不明森林への対応についての検討を進めていることについて御説明させていただきます。

林野庁では平成23年と28年の法改正で、所有者不明に対する対応をとりあえず先に進めております。

まず23年の法改正におきましては、新たに森林所有者になった方に届け出をしていただく。こうしたものを整備してございます。もう一つは、要間伐森林制度、林道の設置の使用権設定のルールをつくってございます。要間伐森林というのは、所有者不明でそのまま放っておくと森林が壊れてしまう、間伐を至急しなければいけないというような場合に知事の裁定でできるようにしていること。また、道づくりがとても重要でございまして、どうしても他人の土地を通らなければいけない、だけれども、その人がわからないというようなときの対応策として整理をしてございます。

28年の森林法改正では、共有林。これは森林を登記してあって多分その方は亡くなった場合、何もしない。そうすると、共有林にどンドンなってしまうこと。そもそも森林については共有林といったものが制度的に多く成り立っていること。そうしたことから、一部の者が不明で基本的に共有の場合、全員合意が必要でございまして作業ができない。それを何とか解決できないかということで都道府県知事の裁定を得た上で立木の持ち分の移転とか土地の使用権の設定を行って伐採・造林ができる仕組みを整理しております。こうした基本的なものは既にやっておりますけれども、ただ、今、政府全体で土地の対応をどうするか、不明土地の対応をどうするかというのを検討してございまして、そういう一般則にのっとったものをさらにこれに加えて今後検討を深めたいと考えてございます。

次のページをお願いいたします。木材の需給でございますが、これはまさに御参考まででございます。左のグラフを見ていただくとおわかりのように、木材の自給率が今、33%までに上がってございます。一時期18.8%まで下がったのですけれども、上がってきてお

ります。これは国産材の資源ができ上がってきて、それを利用する体制も徐々に整いつつあるといったことの成果と考えてございます。右側の上のグラフを見ていただきますと、製材工場の出力規模でございますが、大型の工場が生き残り、小型、中型は少し減っているという形で、全体に製材工場の大型化が進んでいるということがわかってくると思います。

右の下でございますが、これは先ほど申し上げた住宅のことでございます。左の住宅分野で見ますと、やはり何と言っても1階、2階建て、これは多く木材が使われますが、4階以上になりますとほとんど木造の住宅はない。右側の非住宅でございますが、基本的に木造のものはない。少しございますけれども、わずかになっているということでございます。今後、老健施設とか商業施設、こうしたものに木造ができ上がっていくと、さらに木材の可能性がふえると考えてございます。

これが資料1-1でございます。

続けて1-2もやってよろしいでしょうか。

○飯田座長 はい。

○沖長官 御依頼のありました項目について、御説明いたします。

1枚おめくりください。林業の労働災害についての事故の状況でございます。

皆様も現場を御存じのとおり、林業というのは山間地で行われて、急斜面で行われておりますので、非常に不安定な状況の中の作業でございます。また、チェーンソーという機械ののこぎりで人によって木を切りますので、非常に重量物である木と人間が接触する機会が非常に多いというようなことでございます。こうした非常に危険が伴う業種でございます。

左の下のグラフを見ていただきますと、青い折れ線、これが死傷者、けがと死亡を合わせたものについてでございますが、右肩下がりで下がっています。これはやはり高性能林業機械が入るようになりまして、木を丸太にする、そうしたときの作業が大型建機を使ってやれるようになって随分けがが減っております。ところが、緑の棒グラフを見ていただくと、昨年は41人の方が亡くなっております。全産業の中で見ると非常に厳しい数字でございますが、やはりまだまだ木を切る、山に生えている木を切るというのはどうしても人間がチェーンソーで切らなければいけないということがあってこうした災害がこうした状況になってございます。

右側の発生率を見ていただくと、林業は31.2。全産業は2.2ですから非常に多いです。さらに、労災の保険率も60ということでもものすごく高い。真ん中の青いグラフを見ていただくとわかりますように、先ほど申し上げましたように、やはり伐木作業、木を切るときの災害がほとんどということでございます。

次のページをお願いいたします。森林の保険制度でございます。

森林の保険制度につきましては、現在、森林研究・整備機構、この中にございます森林保険センターというところで森林保険法に基づきまして、森林所有者、森林を持っている

人、その人たちの森林についての火災とか気象災とか噴火災、こうした災害を填補する森林保険がございませう。この森林保険は森林所有者みずからが災害に備えていくための唯一のセーフティネット手段でございまして、やはり若年のときこそ災害を受ける可能性が大きいので、多くの方は植えた後とか入られる傾向にございませう。

ただし、自然災害によって林地が崩れて、その下に御迷惑をかけるとか、そういったようなときの住民被害、損害への補填も行うような保険は日本にはないと思ひませう。このような状況になつてございませう。

次のページをお願いします。

山崩れが起きたとき、どうするのかということ、林野庁の場合は、治山事業で崩れたところを国の補助金、県の補助金で直していくという形でやつてございませう。そのときに保安林という制度を適用してやつてございまして、何も山だけではなくて海岸域の松林、防砂、砂が飛ばないようにするとか、こういうようなもののためにやつたり、また、森林の改良ということで水源地の森林を整備したりというようなこともやつてございませう。ですから、こうしたものに対しては国で整備をして、国、県、公的な施設、公的なところで整備をしているのが現状でございませう。

次のページをお願いします。我が国の林業の国際競争力についてのお尋ねがございませう。ここに示したのは輸入の集成材と国産の集成材、これはほぼ競合するものとなつていませう。具体的に申し上げますと、ヨーロッパから来るホワイトウッドのラミナによる集成材、国産の杉のラミナによる集成材の管柱、家の柱を想定していただければとよろしいかと思ひませうが、この中身を見ていただくとおわかりのように、ヨーロッパの場合はラミナ生産が非常に大型の工場で実施されていませう。大体最大では100万立方メートル以上、年間に消費する量が100万立方メートル以上の工場が結構多いでせう。残念ながら日本ではまだ数万立方メートルというところの工場が多うございませう。最近、ようやく80万立方メートルぐらいまでいくような工場が出てきたというところではございませう。これはごくわずかです。そうしたことから、やはり製造の能力といったところから、どうしても少しこうした差がついてしまつていませう。加工等のところで差がついてしまつておひませう。

さらに、丸太の段階の話を申し上げますと、山から木を切るところの伐採・搬出、ここについてもさきに申し上げたように路網のような基盤的なところが非常に日本はおくれている。そこで、コストがかかつてしまふ。また、高性能の林業機械といったものの機械化がヨーロッパに比べるとなかなかまだ進んでいないというようなこともあること。最初に申し上げた集積がされていませうので低コスト化になかなか結びつかないといったような状況もあつて、どうしてもコスト高になつていませうということ、このような状況になつて、最終的には一番下に立木というところがございませうが、これが山の森林所有者さんに行くお金です。日本の場合は非常に手取りが少ないといったようなことで森林への魅力も落ちてしまつていませうという状況でございませう。

我々としては、この加工とかございませうけれども、特に今回はまず山側の伐採・搬出、

この辺にてこ入れをして、さらには加工のところも大型化を進めることを同時に行いながら、日本の競争力をつけながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの林野庁からの御説明について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。なお、御発言を希望される際には、お名前の書かれているプレートを立てていただきますようお願いいたします。

では、渡邊専門委員から。

○渡邊専門委員 沖長官、どうも詳細な御説明、ありがとうございました。

最後の資料1-2の4ページ目の輸入集成材と比較した国産材集成材の原価構造というのは大変衝撃的でございます。ある意味、原料である木が、ただでも海外の輸入材とほぼ同じコストになってしまう。いかに中間の伐採から加工にかけて競争力が損なわれているかということをお大変強く感じました。

ところがこれに対して、どうやってここを合理化あるいは集約化によって高めていこうかということを考えても、今度は逆に資料1-1の1ページ目、人工林の齢別面積と現在の主伐期の原木供給量、これを見ても、現在の日本の森林というのは年間約4,800万立方メートルほど伐採できる木が供給されているけれども、6割強は利用されずにそのままどんどん年をとっていく。したがって、要するに今の日本の木材供給量というのは約3分の1の1,600万立方メートルでほぼ産業として均衡している、このように理解いたしました。

そうすると、実は今、植えられている木というのはわずかこの5年間で7万ヘクタール分しかありませんから、この人工林の級別面積というのは将来的には主伐期を迎える材木はどんどん減っていくわけですね。ある意味で、これを見てもとおおむね10年ごとに半減するような勢いに見えます。そうすると、20年後に4分の1になるような産業にわざわざこれから資本装備をして参入したいと思う民間企業は多分出てこないと思うのです。非常にものすごい暗い状況にあるのではないかと思ったのですけれども、私の今の想像は間違っているのでしょうか。

○沖長官 御質問ありがとうございます。

この山型の齢級配置構造、確かにおっしゃるとおり、そのままでは非常に問題だと思います。我々も長期に構造、これを変えていこうということは考えておまして、将来的には平準化する法正林が一番望ましいと思っております。多分これには100年以上の単位がかかるかと思っております。

では、どうするのかということですが、木は切られずにいますとそのまま残って大径化して横にずれていきますので、大径化した木というのは、技術開発をしていきますと歩留まりがよく、また品質としてもいいものがとれる可能性もございます。ですから、この山側のものが全部切られるのではなくて、山側が横にシフトしていくということで残

って蓄積されていますので、技術開発を含めていけば私はそんなに心配する必要はないと思っています。

確かにおっしゃいました左側のほうを見ていただきますと、わずか7万ヘクタールしかございません。この辺の森林は多分切られるのはさらに50年後ぐらいなので少ないように見えますけれども、さらにこちら側の右側には大きい固まりが残っていますので、そこを技術開発で使っていくということは十分可能でございますので、そんなにそこは心配を実はしておりません。

○渡邊専門委員 そうすると、そういう技術開発とあわせて林業の将来が開けていくということですね。

○沖長官 はい。

○渡邊専門委員 承知いたしました。

○飯田座長 そのほか、いかがでしょう。

では、続けてどうぞ。

○渡邊専門委員 すみません、2点目、3点目の質問は、今度は制度的なところに関してでございます。

6ページのところで、23年、28年の法律改正で林地台帳の整備であるとか、あるいは都道府県知事の裁定手続等により森林整備を進められてらっしゃるということをお伺いいたしました。ここで実績についてお伺いしたいのですけれども、現在の林地台帳の整備状況でどの程度所有者情報が一元化して把握されているのか。できれば面積ベースと人数ベースと両方でどの程度の割合まで進んでいるかということと、所有者の合意が得られない場合の都道府県知事の裁定手続について、現在までの裁定手続の利用状況であるとか執行状況であるとか、把握されてらっしゃればどの程度進んでいるかといったところをお伺いできればと存じます。

○飯田座長 では、担当の方でも、もちろん沖長官でもどなたでもどうぞ。

○沖長官 では、私が最初に述べます。

林地台帳については28年の法改正で、私、先ほど説明が漏れて申しわけございませんでした。30年度末までに整備ということで、現在、市町村で進めている最中でございます。まだ始まったばかりでございますので、これについては終わっておりません。ただ、地籍台帳とかいろいろなものと連携してやれることになってございまして、私たちとしては初めての法定台帳でございますので、これに非常に期待をしているところでございます。

23年法改正でございました要間伐と林道については、残念ながら今のところ実績はありません。

○渡邊専門委員 ありがとうございます。

○飯田座長 では、続きまして、長谷川座長代理からお願いいたします。

○長谷川座長代理 4ページの新たな森林管理システムの絵ですけれども、下のほうの森林管理の委託という※3のボックスの中に、立木の伐採・処分権または林地の使用収益権

を設定とありますが、このところ、それとあわせてお金のやりとりというのがもしあるのであれば、どういうスキームで右から左あるいは左から右に流れていくのか、それを御説明いただけますか。

○渡邊部長 林政部長でございます。

御質問ありがとうございます。

農地等ですと、普通、賃借権を設定しますと土地を借りた人から賃借料を地主の方に渡すというのが普通だと思いますけれども、林業は先ほど川上から川下までというお話をしましたが、川下側が切った木をお金に変えまして、自分のところでかけたコスト、切り出すのにかけたコストを差っ引いて山に返すということになっておりますので、その最後の段階で森林所有者にお金が渡るということですので、実際には権利が移動した段階では、まだお金のやりとりが行われないうのが普通というのが実態でございます。

○飯田座長 では、つけ加えて私から質問なのですけれども、そうしますと、基本的には森林所有者に回っていくお金は、すごくイメージで申しわけないですが、ごくわずかという理解でよろしいでしょうか。

○渡邊部長 現状では残念ながらおっしゃるとおりなのですけれども、この意欲と能力のある林業経営者というのをしっかり育てていって、先ほどの1-2の最後のページにありますが、搬出コストですとか伐採コストを圧縮する。ないしは加工コストを圧縮することによって山へ返るお金がふえてくるということを想定しております。

○飯田座長 では、もう少し重ねてですと、一方では経営不利地ですと、そもそも切り出せば切り出すほど赤字になっていく。むしろ、補助金等での補填がないと林自体が維持できないという場合、この森林所有者は何か林、森林の管理について、現時点で何か金銭的な責任、または役務を負っている状態にはあるのでしょうか。

○渡邊部長 実際には森林組合などに管理をお願いするということですが、切ってコストがこのぐらいかかるので、実は赤字がこのぐらにあるので持ってくださいという話が多くて、そんなお金は出せませんという地主さんが多いものですから、なかなか森林の整備が進まないということなのですけれども、そういう今の構造を抜本的に変えるために、今回そういう条件が悪いところにあっても、所有者から市町村に預けていただいて公的管理に移すことで森林所有者には手出しを求めないような制度ができないかということで検討しているところでございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、続いて金丸議長代理から。

○金丸議長代理 ありがとうございます。

いろいろな論点があるのだと思いますが、一番重要なのは、基本的には路網の整備ではないかと思うのです。この資料の最初のほうの2ページのオーストリアとの比較で、この単位面積当たりの路網の長さと同じようなものにしようとしたときに、路網構築のコストはどれぐらいかかるか、そういうものを試算されたことはありますか。

○沖長官 試算はしておりませんが、考えてみますと、日本とオーストリアで斜面の傾度、傾斜角はよく似ています。ただ、日本は非常に雨量が多いこと、山が単純ではなくて山ひだが多く、土壌条件が悪いといったことを考えれば、オーストリアがこれにどれだけお金をかけたかわかりませんが、それよりももっとかかるのだろう。ただ、そうは言っても、道をコンパクトにして日本型の道を入れていく。雨に対して強い道をきちんと入れるということでこういうものをつくらねばならないと思っています。

○飯田座長 では、続けて林委員、お願いいたします。

○林委員 御説明ありがとうございます。大変勉強になりましたし、また、資料1-1の5ページ目の対応の方向のところも課題に向けて具体的にいろいろ御検討なさっているということがよくわかりました。

その中で、本日の御説明には国有林野の事業についての御説明がなかったように思います。いつかの御説明では国土の3分の2の森林2,500万ヘクタールのうち、国有林は760万ヘクタールぐらい、3分の1ぐらいあると伺っております。これについて、先ほど来、個人が個別に持っているものの土地の集約化の必要性とか、公的管理によって経営意欲が低い所有者から意欲のある経営者に委託して効率的に促進するというお話があったのですが、では、国有林を所有している国は森林経営について意欲を持ってどのような取り組みをなさってきているのか、伺いたいと思います。

○沖長官 御質問ありがとうございます。

国有林はおっしゃられましたように国土の2割、森林の3割ございます。その多くが屋台骨に近いところにございまして、人工林よりも天然林が非常に多い地域です。ですから、例えば知床とか白神のような自然遺産、こういったところはほとんど国有林となっておりまして、そうした中であっても、国有林も人工林を抱えておりますので、人工林からの事業を実施してございます。平成25年から一般会計化をしてございます。事業実施について、国有林は何をやるのかということでございますけれども、林業の成長産業化のために国有林をツールとして事業の展開をどうするのかということや、前向きにやっつけようということで、リスクを背負いながら民有林に先んじて各種事業をやろうということでやっておりますのと、もう一つは民国連携で地域産業を興していくための材木の供給といったものをやっております。

最初の先んじてと申し上げたのは、例えばこれからすぐ植林で期待されるのはコンテナ苗という苗でございます。これまで畑に植えてあった苗木をそのまま持ってきて植えておりましたけれども、これですと春と秋しか使えません。やはり活着維持が危ないので。ところが、コンテナ苗という新しい作業手法ができて、それをまず国有林で実験させまして、これが定着するということでリスクを背負いながら、いいからつくりなさい。苗木をつくってもそのまま使わないで捨ててしまうと大変なことになりますので、いいからつakって、まず国有林を使って実験をして成功して、それを民有林に展開するといったことを進めております。これから林業の展開の中では非常に重要なものだと思います。

2つ目の民国連携でございますけれども、例えば直送型、先ほど市場の話をしました、国有林のほうで市場への直送比率というのは非常に高く上げてきています。昔は非常に低かったのですけれども、一般の民間では4割ぐらいなのですが、今、7割ぐらいまで上げてきています。直送することによってこれだけコストが下げられますよという例を示しながら、また、地域によって国有林があるところ、ないところ、ありますけれども、民国一緒になって協調して材木を直送しましょうというような政策展開を国有林にさせるというようなことで、少しリスクを背負いながら林業を前に進める施策をさせています。

○林委員 ありがとうございます。

今、国有林についての事業を一般会計化したということでしたが、そうしますと、国有林の事業から上がる収益も一般会計に入ることなのではないでしょうか。

○沖長官 はい。国有林については、平成10年の法改正におきまして、最初3.8兆の債務があったものを2.8兆と1兆円に分けました。2.8兆円を一般会計に計上し、また1兆円を国有林の事業でみずから返すということにしております。これは途中経過もございます、暫定期間を含めて1.2兆円ぐらいになりますけれども、それを順次返していくということで、事業で上がりましたもの、現在100億ぐらいになると思いますが、それを毎年お返ししていくということになっています。

○林委員 ありがとうございます。

もう一点だけ、森林経営計画制度というものによって森林所有者に計画的な森林経営を行わせるという御説明を頂戴しました。一方で、この事業、実際は補助金をもらうために伐採を誘発する制度と化しているのではないかとというような声も聞いたことがありますが、実態はいかがなのでしょう。

○沖長官 森林経営計画、そもそも森林というのは計画的に制御をしていく、もしくは伐採をしていく伐採規制がかかるようなものでございます。何かというと、日本の場合、森林の乱開発によって、戦前もそうでしたけれども、戦後、特にまた水害の発生、山崩れの発生が非常に多うございました。そのこともあって、森林計画制度というのはこういった機能を担保していく1つの大切な計画だと思っております。

ただ、そうは言っても、みんなで集まって施業単位を確保していくということは造林をすとか間伐をすとか、そういったものが非常に必要なことでございますので、補助金というのはその誘導策としては非常に重要なものだと思っております。今おっしゃったような、見方によってはそういう見方もあるかもしれませんが、森林経営計画を成り立たせるための1つの政策誘導手段。特にまた森林というものがこういった機能というのは非常に求められますので、こういった機能に対する対価としての補助金といった位置づけもございますので、我々として森林経営計画というのは非常に基本となる重要な計画だと考えています。

○林委員 ありがとうございます。

本来の政策目的とそれを実施する際の実際の交付要件などによっては、その運用がある

べき姿からずれてしまうことも起こりがちではないかと思えます。伺う話では現在の交付要件が現場の試行錯誤や創意工夫を阻害しているのではないかというような声も聞いておりますので、これからも産官の役割分担について、御意見を伺いながら見直すべきところを直せればと思えます。

○飯田座長 では、続きまして青木さん、よろしく願いいたします。

○青木代表取締役 御説明、どうもありがとうございました。

東京チェンソーズの青木と申します。

いつもいろいろ、私、林業の現場なのでお世話になりましてありがとうございます。その中で、私、林業をやっていて何をやるにもとても大事だなと思うのが、人の人材の育成かなというように思っております。そういった中で、今、緑の雇用対策事業で人材を育成されているとは思いますが、今回、民間のやる気のある事業体にますます力を入れていこうということで御説明があったかと思うのですが、例えば新規参入といいますか、新たに所属しているようなところできちっと技術知識をつけて、その後、新規参入をして、さらに林業を活発化させていくというようなところに対する例えば支援とか促進、そういったものがお考えとしてはありますでしょうか。

○沖長官 ありがとうございます。

意欲と能力のある林業経営者というところでございますけれども、今後、どういった人たちを具体的に対応していくかというのは検討になると思いますが、我々はこれというように決めるのではなくて、やはり現場に近いところの話でございますので、市町村とか県とか皆さん方の御意見が反映できるような形でやるべきだと思っているのが1つ。

そうした意味では、これから技術をつけて意欲と能力のあるものを身につけてやっていくということも決してそれを阻害しているわけではないと考えておりますので、本当にやる気のある人たちがどんどん出てくるといい社会、世界がつかれるのではないかと期待をしております。おっしゃられました緑の雇用においても非常に重要な事業と我々は思っています、先ほど安全の話も少し申し上げましたけれども、林業が発展すればするほどけがが多くなるというのではまずいので、そうしたところでも勉強も技術もつけていただいて、いい会社、いい事業者、皆さんが前に向いていけるような世界をつくりたいと思っています。

今、林業大学校などに行って技術、技能を高めたいという方に給付金も150万出していますので、こうしたものを御利用していただくのも1つの手かなと思えます。

○青木代表取締役 そういった支援の中で、例えば林業の世界はなかなかいろいろなしがらみももちろんあるとは思いますが、その中でやはりそこから飛び出して自分でやっていこうという人も実は多くて、ただ、一步踏み込めないというところが行政とかそういったところの後ろ盾というのですか。きちっと応援していくのだということがあってもいいのかなと。例えば商工会とかそういったところではそういったことを全面的に支援していきますよとか、創業支援、そういったところがあるといいのかなと思ったのです。

それと同時に、今、年齢の話もありましたけれども、新しく緑の雇用、人が育っていくと同時に年齢もどんどん上がっていきますので、技術力というのがかなり求められてくるということと、作業道も今の作業道の路網の幅と機械が今後大型化してくる可能性もあるという中で、ますます危険度が上がってくる。そういったところは人材の支援とともに、安全対策については、例えば建設業であれば現場監督がきちんとついて、きちっと安全管理をしているかというようなところも管理されていると思うのですが、どちらかというところと林業の世界というのは現場任せというところもいまだに多いかなと思うのです。そういったところ、本気を出して41人の亡くなった方が昨年もいらっしやって、それをどう下げていかれるのかというようなところというのは何か具体的な対策はありますでしょうか。

○沖長官 災害の事故の内容を分析してみますと、チェーンソーで伐倒する割合が6～7割。やはり人間と木が近づいているところの災害というのは非常に多いのです。ですから、林業の機械化という右肩上がりの数字に今なっていますが、それとけがというのは非常に減っていくというところではなっているのですが、やはりコアの人間と木が近づいているところを今後さらにどのように解決していくかというところで機械的にやるのが1つ。

そうは言っても、どうしてもタワーヤーダーとか架線系であると人間が先に行き切らなければいけないところもございいますから、基本的な動作、安全への知識、技術を高めるということ、そうしたことは引き続きやっていかなくてはならないものだと思います。

一人作業といったところの問題も1つございいますので、これは海外でも同じようなものでございいますので、ヨーロッパとかそういうところで進んでいることも1つ我々も取り入れながら、さらに林業が安全な産業になるようにしたいと思っています。

○青木代表取締役 ありがとうございます。

○飯田座長 では、長谷川座長代理。

○長谷川座長代理 資料を拝見していますと、林業経営者、規模を拡大したいというのが7割もあるのだけれども、その拡大のための課題としては、先ほど議論があった路網がないという話と事業地確保が困難である。ここが多いわけですが、この話は、そのまま資料の4ページのコスト高にも直結していると思うのです。

そこで質問は、路網を整備するのに一体国として、どういう課題があってどういうように対策をしていくのか。あるいは事業地確保でも何が今、一番の問題で、そこにどういう手だてを講じようとしているのか。そのあたりを御説明いただきたい。

資料を見ると、例えば不明所有者、所有者がわからない場合については、これまでも法改正しているということですから、一応そういう手だてもあるようですけれども、法律的な問題、あとお金の問題、すなわち予算の問題もあると思うので、その路網の問題と事業地の問題で現状と課題について、政府として、国としてどういうように考えているのかということについてお聞きしたいと思います。

○飯田座長 どなたでも。

○沖長官　まず私のほうから答えさせていただきます。

路網、先ほど少し御説明させていただきましたけれども、林道という基幹的に使う道、これと森林内につけて作業するための作業道という大きく2つに分かれております。林道につきましては、施業地、齢級とかどこにこんな森林があるという森林計画でそういうものを承知してございますので、基本的に林道を入れていく道というのは大体こういうところに入るだろうというのは、地域の合意の中で県とか市町村の意見を聞きながら決まっているようなものでございます。

そうした中で、林齢的に切れるところにあつたとしても所有規模が細かったりやる気がないといったところで、林道は入ったはいいけれども、作業道が繋がらないとか、林道をつけることに反対をしているとか、なかなか難しい課題がございます。我々としては、まず路網をきちんと入れるということの重要性は、林道をきちんと入れるということだと思っています。林道がなかなか今、入っておりませんので、根本的に基幹となるものをまずヨーロッパ並みにはしていかななくてははいけない。あわせて、面積の集積をして、そこで作業路網をきちんとつないでコストダウンをしていこうというように考えてございます。

予算的に森林整備費というところで林道を我々は公共事業としてつけてございますけれども、残念ながら満足いただいているとはなかなか言いがたい。うまくいただけていないのが正直なところですよ。いただけるものならばもっといただいて道をつけたいのだというのが正直なところですよ。

○牧元次長　林野庁次長でございます。

若干補足をさせていただきますと、この路網の問題と事業地確保の問題というのはばらばらの問題ではなくて、言ってみれば裏表の関係にあるというように御理解をいただきたいと思えます。すなわち、路網が入っていないというのは、もちろん地形的な条件もございまして、やはり一番大きな要件は、事業地が確保できない、零細小規模なところがばらばらになってまとまった作業地が確保できないので道もつけられないというところでございますので、おのずから事業地が確保されれば、それに従って道もできますし、当然、コストも下がっていくということでございます。

その証左といたしまして、全国平均では資料でお示したような数字でございますけれども、現在、林業が非常に盛んに行われている南九州各県などを見ますと、県平均でもこの倍ぐらいの路網が入っておりますので、おのずから事業者が確保されれば道も入り、またコストが下がっていくという関係にある。ばらばらの問題ではなくて、まさに一体の問題だということで御理解いただければと思えます。

○長谷川座長代理　その事業地確保が難しいというのはわかったのだけれども、それを確保するためにどういう手だてがあるのか。つまり、例えば土地を国が買収してしまうのか、市町村が買収してしまうのか。あるいは誰か事業者が出てきたら、それに補助金をつけるのか。どういう政策手段でこの事業地確保をしていこうとしているのか。そこら辺を聞きたいわけなのです。

○沖長官 まず現在から申し上げますと、現在は森林組合など、そうした団体、会社が個々に森林所有者を回りまして事業集約をしたいのだけれども、一緒に林業をやりたいと言ってお声をかけます。これは集落に集まってもらって話をしながら、そうした形で地道な努力をして集積をしています。これがなかなか限界が実は出てきている。なぜかという、そもそも林家が事業をやったとしてもなかなかお金が入ってこない。先ほど材価も非常によくはないといったことでうまくいっていない例でございます。そうしたところで今回のシステムを入れて市町村が出ていって集約をするということになると、さらに信頼度が高まって預けていただける可能性も高くなってまいりますので、こうした確実なシステムの中で集積を進めることによって実効性を上げたいと考えています。

○長谷川座長代理 確かに市町村が入れば信頼度は高まるのでしようけれども、先ほどのお話だと、要するに土地というか森林を使わせたいはいいが、見返りのリターンはほとんどない、そういう現状だということですね。だから、結局、問題は解決するのはどこに取っかかりがあるのかということに戻ってくるのだけれども、補助金なり税制なりという手段、そういう政策資源をどこに投入するのかという問題なのですが、そこら辺についてはいかがですか。

○渡邊部長 林政部長でございます。

それがまさに5ページのところでございますけれども、要は山側のそういう仕組みで原木をいっぱい出すような仕組みをつくって、川中、川下でちゃんとそれを材として加工して売っていく。そのための需要の喚起もやろうということで、川上から川下までの施策を一体として講じることによって全体がうまく回るというように考えておりまして、現状でも大規模な工場が出てきて、だけれども、材がそこに十分供給されていないという実態もでございます。そういう製材所や需要者として大きなものを育てていって、そこにいっぱい材が出てくるような仕組みを同時並行的につくっていかうということを考えているということです。

○飯田座長 よろしいでしょうか。

○長谷川座長代理 はい。

○飯田座長 では、渡邊専門委員。

○渡邊専門委員 今の続きになりますけれども、やはり川上から川下、一体的に施策を講じていかなければいけないところが今の林業の苦しさを如実にあらわしているというように感じております。そのための4ページ目の新たな森林管理システムについてお伺いしたいと思います。

まず、ここで沖長官様からの御説明の中で、林地所有者の責務を明確化するという御説明がございました。その後の説明で、例えば今、伐採しようと思って森林組合が林道を開くのにこれだけお金がかかるから、伐採するのにこれだけお金がかかるからと林地所有者に負担を求めてもなかなかそれに応じてもらえない。要するに、コストが発生しているわけです。林を持っているからといってもうかるよりは、むしろ整備して切り出して持ち出

しになってしまうもみたいな現状に対して責務を明確化するというのは、そういうコスト負担を迫るという理解でよろしいでしょうか。

○沖長官 今、御質問があった件は、ここで言いたいのは、先ほど年齢配置でも少し申し上げましたけれども、これから主伐の時代に入ってくるわけです。今の主伐した後、植えていきたい、植えることによって林業の成長産業化、要はサイクルが成り立って循環型の利用ができるわけですが、人工林を切った後、植えないという方も実を言うと出てきています。これは森林所有者が森林を維持管理していくという基本的な原則があるわけですが、実はそこは明確に、あなたは切った後、ちゃんと森林を戻していきなさいねというときにどうするかという対応が明確にされていませんので、そこをきちんとして、将来のこれから50年後の日本においてもさらにきちんとした森林がつくられていくようなサイクルをつくるための明確な責任というのを持っていただくということです。

○渡邊専門委員 これはこれからつくられるシステムというように理解しておりますけれども、例えばそういうような責務を果たせない人が市町村に管理を委託していく。そういうことによって、例えば零細な林地が集約化されて、したがって、路網も整備しやすくなって意欲ある事業者が林業に参入しやすくなる。そういうポジティブなサイクルを意図したシステムと理解しておりますが、では、そういう新たな森林管理システムというのはいつごろスタートするというように理解すればよろしいでしょうか。

○渡邊部長 これは成長戦略などでもこういうシステムについて検討するというように決められていまして、あと全体の環境税の話としては、環境税は30年度の税制改正要望で結論を出すということになっておりますので、このシステムについても税制の検討と並行して検討したいと思っておりますので、年末には結論を出しまして、法律改正が必要であれば来年の通常国会に法案を出す方向で検討しているというものでございます。

○渡邊専門委員 そうしますと、現在の例えば農地中間管理機構のような感じのものになるのではないかと想像しておりますけれども、それが来年の通常国会で成立すれば、この新たな林地管理システムがスタートする、そういう理解でよろしいでしょうか。

○渡邊部長 はい。法律の施行日はまだ検討中でございますけれども、早ければ法律を来年通していただいた暁には、来年度中に施行するというのも念頭にございます。

○渡邊専門委員 そうすると、条件が経済的に合理性のあるところについてはそれで整備が進むと思うのですが、先ほどのお話に出てきた、例えば条件不適地。要するに経済的に引き合わないとか、本当に山奥でもうどうしようもないみたいなどころについて、そこが出てきた場合には、もうずっと市町村が管理していくことになっていくのでしょうか。

○渡邊部長 現実には、まず経済的に非常にうまく回転していくところは、市町村が受託を受けますと林業経営者、意欲のある人につないでいくということだと思いますけれども、そうではない森林については、恐らくこの林業経営者というのはなかなか出てこないということになるかと思っておりますので、そういうところについては市町村が責任を持って資源

の管理をやっていくということにならざるを得ないのではないかと考えておりますので、そういうものの中から路網や何かが入ることによって、林業経営者が見つかるところはそちらに抜けていくということだと思いますけれども、どうしてもそういうことがかなわない、ないしは路網を入れるまでもなく経済的に絶対見合わないというようなところは市町村の管理に委ねていくということになろうかと思えます。

○渡邊専門委員 それは天然林に戻るといふこととはまた違うのですか。

○渡邊部長 今、1,000万ヘクタール人工林がありますけれども、3分の1程度は複層林化、要は広葉樹も入れてそういう天然林化する方向で計画を林野庁として、ここは政府として持っておりますので、そういうのを前提にこういう制度を考えているということでございます。

○渡邊専門委員 ありがとうございます。

○飯田座長 では、続けて林委員。

○林委員 ありがとうございます。

やはり今の質問に続きます。森林版の農地中間管理機構のような森林バンクとお呼びしていいのでしょうか。そのスキームについて質問させていただきたいと思えます。

現在手当てなさっている中でどのようなことが課題になっているのかという点。これは委託を受けるだけでなく、場合によっては買い取りなどもするのかどうかという点。委託を受けた山林を市町村、自治体が林業経営者に再委託するときに、その再委託可能かどうかを見きわめる基準とか期間などはどのように決められているのでしょうか。

○渡邊部長 何点かお話がございました。まず課題は、先ほど来出ておりますけれども、その森林所有者が非常に零細な人が多いので、木を切ろうとしたときにたくさんの人に合意をとらないと進まないということではなかなか規模拡大が進みませんので、そういうことを解決するために、森林所有者が自分で森林経営ができる場合はいいわけですが、できない場合には市町村に丸ごと預けていただくということを考えております。

そのときに買い取りというのは考えていないのですが、このアスタリスクで一番下のところに書いてございますけれども、もう自分はそういう義務を果たせないので市町村に寄附したいという場合が多くある。そういう御希望が現場であると聞いておりますので、そういう寄附によって市町村が取得をするという場合はあろうかと思っておりますが、このシステム上は、そういう場合ではなく、手放したくはないのだけれども、森林経営は自分でできないという所有者さんについて権利設定で市町村にその森林経営を全部お任せするというところだけを念頭に置いた制度ということでございます。

さらなる再委託の部分については、これから制度の詳細については検討してまいりますので、今の段階では具体的にどういう要件でというのはまだ決めておりません。

○林委員 ありがとうございます。

集約化のためにはある程度手放さざるを得ないというか、そういう判断がきくようなことがないと自発的に森林所有者が集約化に向けて動くのは難しいのではないかとと思えます

が、勝算はいかがでしょうか。

○渡邊部長　そういう御判断をしていただくために森林所有者にまず責務を明確にして、切ってその後植えなければならないですとか、保育をちゃんとやるということを法律上お願いするということかなと思っておりまして、それで自分ができる場合には自分でやるし、自分でできない場合に市町村に権利だけ預けてお願いするのか、もう全部寄附したいのかというのは所有者の方の御判断にお任せをするという仕組みにしたいと思っております。

○林委員　それでも責務の違反があっても直ちに所有権が没収されるわけではないと思いますので、かなり重い責任とその責任に反したときには、ちゃんと裁定手続のようなもので回っていくような必要があるのではないかと思います。それが税制なのか、別の手だてなのかわかりませんが、そういったところについても今後、広く検討されていくということによろしいでしょうか。

○渡邊部長　はい。そこについてもどういうことでどういう形でやるかは今後の検討ですけれども、検討していきたいと思っております。

○飯田座長　では、続きまして、金丸議長代理から。

○金丸議長代理　ありがとうございます。

林業の成長産業化に向けて、これからますます森林組合の役割も今まで以上に重要になると思うのですが、その現状の森林組合そのものに課題というのはどのようなものがあるか、それを何かどういように解決といいますか、改善しようとしてされているのか、そのあたりを聞かせていただけますか。

○沖長官　森林組合の問題というのは、以前も課題でどうするかというものがございました。非常に小さい森林組合が多かった時代は、それを整理、統合していこうということで現在は六百数十ぐらいの森林組合になってございます。まだまだ小さいところもございまして、整理、統合していく必要はあろうかと思いますが、具体的には森林組合で作業班というのを持っていて、作業班が間伐なども一生懸命やっております。ただ、その先の主伐のところまでできる森林組合というのは全てではないです。主伐のところをやっているのはどちらかというと素材生産業者の皆さん、会社組織のところが多うございまして、そこで造林をやっているのは、実を言うとまた森林組合のメンバーが多うございまして。だけれども、伐採と造林をつなげていかないと林業のサイクルは成り立ちませんので、より連携をとってやっていただく。もしくは森林組合で切って植えることができればやっていただければいいし、また、もう一つは素材生産業者で自分たちは造林までやるよという人たちも出てきていますので、そういう人たちはそういう形で整えて育ててあげるといことで、相互関係を持ちながら、より技術的にも発展していただくということかと思っています。

○飯田座長　青木様。

○青木代表取締役　先ほどの森林管理システムの話に戻ってしまうのですが、この話というのは、例えばある一定の面積を皆伐して、また再造林、植え直していこうといったとき

に、その伐採をした森林所有者が再造林なかなかできないよ、そこまで面倒を見切れないよといったときに、では、市町村にそれをお願いしますということなのでしょうか。

○渡邊部長 今、考えておりますのは、まず木が生えている状態で管理ができないということで市町村をお願いをして、そこが皆伐できるようないいところであれば林業経営者を見つけていただいて、林業経営者に皆伐と造林をお願いするということを想定しています。

○青木代表取締役 その判断を市町村の担当の方がするということですね。

○渡邊部長 はい。どの経営者にするのかとか、そういうことは市町村が御判断なられるということではないかと思えます。

○青木代表取締役 そうした場合、市町村の場合は、例えば弊社があるところだと観光と兼ねていたりとか、専門の方が余りいらっしゃらなかったりとかするのです。そういった場合、人もいなかったりとか、マンパワーもなく、なおかつ知識もないというようになってしまうと、なかなか現状では難しいのかなと思うのですが、そのあたりの支援というのはどのように考えていらっしゃいますか。

○渡邊部長 市町村の体制については、いろいろと県などからも御意見をいただいておりますが、現在は地域林政アドバイザーという人を市町村で雇っていただいて林業の関係の業務をやっていただくというような制度を進めておりますが、その裏打ちとしては、地方財政措置でそういう方々の雇用費用を支援するというようなことを総務省の地方財政措置や何かで支援しているということでございます。

○青木代表取締役 そうすると、その方々はそこで専門的に長期にわたって森林を管理していくという考えでよろしいのですか。

○渡邊部長 そういうことです。

○青木代表取締役 ありがとうございます。

○飯田座長 では、長谷川座長代理。

○長谷川座長代理 資料の6ページの左側の平成23年森林法改正、これで所有者情報の把握・一元化というのと、その下の段は所有者不明のほうですけれども、不明であっても林道等の設置に係る使用権設定はできるのだと変わったわけですが、その法改正措置によって、その後、平成23年から現在に至るまで、どのくらい林道なり作業道なりの設置が進んだのかという実績はお持ちでしょうか。

○沖長官 先ほども少しお答えしましたけれども、この制度。では、こちらのほうで説明します。

○織田森林整備部長 整備部長でございます。

林道等の設置に係る使用権設定については、多くはないのですけれども、数件あったと記憶しています。今、正確な数字は持っておりません。

○長谷川座長代理 数件でもそれはあったに越したことはないと思うのだけれども、数件というのはいかにも少ないなと思うのですが、そうすると、もしそれが劇的にふえたということではないのだとすると、そこがなかなか路網整備の進まないボトルネックではない

かというように理解していいのでしょうか。

○織田森林整備部長 先ほど長官のほうから話がありましたけれども、まさに林道という恒久施設と作業道というものと組み合わせてやっているのですが、作業道のほうは最近、結構整備が進んできております。これは単価が安いから予算的にも何とかなるといことですし、今まで間伐が主体でしたので、そんな大きい道は要らないということで作業道のほうは進んでいるのですけれども、やはり基幹となる恒久的な林道の整備が進んでいない要因の一番大きいのは予算的な事情ということがあるのかなというのと、林道を整備をして主伐を中心とした林業が行われるような事業地の確保ができてきているのかというような部分もそういう林業地としてこれから主伐でどんどん回っていくのだという地域になるのかなと思いますか、そういうことも林道が進んでいるか、進んでいないかのポイントになるのかなと思っております。

○長谷川座長代理 結構です。

○飯田座長 では、少し今のお話にも関連するかと思うのですがけれども、先ほど織田部長からもお話がありましたように、九州であったり、そういった実際に出荷が盛んに行われている地域では林道等の整備というのも進みやすい。その意味で、私自身は資料の4ページの木材価格について、輸入集成材と国産集成材に一応はそこまでの価格差がない状態であるというのは、非常に苦しい中でありながら、そう絶望するべき状況でもないのかなというように考えております。その中で、目立って、先ほど長官からも指摘いただきました加工と伐採・搬出、ここまではどちらかという路網の整備を中心とした伐採・搬出の話が中心でしたが、この加工の工賃が非常に海外材に比べて高くなってしまっている理由は何なのか。

加工等のコストがある程度切り詰められると輸入材に対して価格競争力を持つことになりますので、それによって需要に引っ張られる形でそのほかの周辺環境の整備も可能かと思うのですが、この加工施設の大規模化というのが進まない一番の理由は何だとお考えでしょうか。

○沖長官 日本の製材工場を見たときに、これまで年間1万立方の丸太をひく工場以上が大型といいますか、大きいと言っておりました。何をひいてきたかというのと、やはり従来の在来工法の中で言うと、板、柱がメインです。特に集成材というエンジニアリングウッドができたのが平成の初めのころ。このころまではほとんど無垢材と言われる板、柱を使っていました。それがラミナと呼ばれる板を組み合わせた集成材に変わっていくのですけれども、日本はそういったものも実を言うとラミナにかわる間柱という構造用に力のかからない部材のところの板があったのです。それをつくっていたのです。それが実を言うと小さい工場でみんなつくって、海外のような安いコストのものではなくて高どまりのもので非常に小さかった工場ですからこういう形になっている。

特に何が違うかというのと、日本の場合、1万立方の工場であってもほとんどのこぎりで丸太をのこ目を入れて切れるわけです。集成材は最終的に集成材をつくるのにのこぎりを

使ってまず歩留まりが50%、さらにモルダーをかけてくっつけていくと3割台。1本1立方の丸太が0.3立方になってしまいます。ところが、ヨーロッパの場合は、まずきちんとした一番それに適した径級の材、製材工場に山から持ってきた木を自動選別機の100ぐらいのポケットに全部分けるわけです。それをチップパーキャンターと呼ばれる新しい装置でラミナ専用全部ひきます。ですから、非常に効率性で速いし、歩留まりも高いものができるという装置上のまず違いがあります。先ほど言ったように大量に集まりますので低コスト化にできるといったことで、残念ながら日本の今のままの形だとそれはできない。工場的大型化をしていくとか、工場のそういうシステムを変えていく。そうしたものを今後やっていかないとうまくいかないところだと思っています。

○飯田座長 その工場の大規模化に関して、補助金であったり、またはそれを誘導するような施策というのは何か行われているのでしょうか。

○沖長官 林野庁においても、そこは工場のライン設置に対しての補助をしています。そうした大型化とか、例えば今、日本で一番大きい工場は中国木材の日向工場、細島にございます。これは年間に80万立方ぐらいの木を消費しますが、このすばらしいところは、これから皆伐に向かっていくための工場整備をしたということです。何かというと、皆伐をしますとA、B、C、D、それぞれいい材、小曲がりがあるもの、欠点がある材、チップに行ってしまう材といったものを全部引き受けます。普通の工場はそんなことはできません。まず全部持ってきて仕分けをして大径木、中径木、小径木、チップのライン、バイオマスのところに持っていくという全部ができるようにしました。そうすることによって、総合的に山に返せるお金が生み出せることができたという形になっています。

残念ながら地方の小さい工場ではそこまでできていない。それ単体の山から持ってきた木をそのままひいてラミナをつかって、ラミナの集材材にお届けするといった形が普通の形になっております。

○飯田座長 少しお待ちいただきました。

渡邊専門委員。

○渡邊専門委員 そのようにして川中の加工材でエンジニアウッドが効率的につくれるようになったとして、最終的な需要の木質系の建築について、例えば建築基準法が改正されたり、いろいろ規制緩和は進んでいると思うのですがけれども、長官の目からごらんになって、関連法制のここがまだ木材をもっと使うためには何とかならないかなとか、あるいは非法律的な分野でそういうような国際エンジニアリングウッドをもっと使ってもらうためにはどういうようにしたらいいとか、何か将来に向けての展望がありましたら御意見をお伺いしたいと存じます。

○沖長官 ありがとうございます。

途中でも御説明しましたがけれども、これから我々は住宅着工が減るといえるのは大方皆さんもそう思っていると思うのですが、大きく多分動いていくのは都市の木造化。都市できちんと木造のビルをつくっていくということだと思っていまして、そのためにはCLTを使

うとか、耐火部材を使うというところが非常に重要になってくると思います。ヨーロッパでも当たり前になっています。カナダでは18階建てのビルまでできてきています。そうしたものがこれから日本の中に展開していくためには、やはりきちんとしたJAS材を供給する。先ほど出てきました集成材もほぼほとんどがJAS材で、機械等級区分が出ていますのでヤング率が出ています。ヤング率が出ているということは、構造計算ができるということなのです。そうしたものをつけていくということが重要です。

我々のほうとしては、A材、木材の利用、このところについてもJAS材をきちんとふやして、非住宅のところで構造材、構造計算をして使っていただくといったことが重要な課題になるのではないかと。やはり都市がRCではなくて、混合でもいいです。基礎がRCで上に木でもいいのですけれども、使っていただくというのが先進国の当たり前の状況になってきていますので、いずれ日本もなると思います。

○飯田座長 では、長谷川座長代理。

○長谷川座長代理 何度もすみません。資料の2ページの諸外国との比較のところですが、オーストリアとドイツは何でこんなに進んでいるのですか。どうやってこれほどまで整備をしたのか、そこを教えてください。

○沖長官 ドイツは、実は日本の林学自体はドイツから輸入した学問の1つです。すごい昔から官房学、王室の財産の管理という形からスタートしていますので、古い時代からドイツでは林業が盛んです。ですから、道の重要性、先ほどお話に出ました法正林、森林をどの状態で管理していくことが一番望ましいのか、一番ベネフィットが出るのかという研究がされています。ですから、道の重要性というのはすごくわかっているのです。こう入っています。

ドイツは、一部アルプスにはありますが、ほとんどが急峻な山がないです。ですから非常に道を入れて機械で切っていくということが進みました。オーストリアもドイツと同じです。プロイセンですから同じなのですけれども、オーストリアはアルプス、少し山側がありますので斜面があるのですけれども、そこは道が実を言うと岩盤地質ですので崩れないです。非常にいい道。氷河で削られていますから、非常に単純な山構造になっていますので道が通しやすい。そのようなこともありまして、斜面についての山割りもきちんとできていますから、タワーヤーダーみたいなケーブルでとてとりやすいといったようなことで、やはり林業機械はものすごい発展しました。このようなことがあって、道と機械の組み合わせによる作業の効率化というのが基本的に進められた地域でこういうようになっています。

○織田森林整備部長 追加いたしますけれども、オーストリアなどは相当近年、この林業を成長産業化しようということで集中的に路網を入れてきたというような状況だと承知しております。

○飯田座長 では、青木様。

○青木代表取締役 先ほどの国際競争力の資料のところでも御説明いただいて、大規模に進

めていこうというお話、拝聴していたのですが、例えば大規模にやっていくというのはもう間違いなくそういう方向だろうなとは思っているのですが、その中で、とはいえ、小規模でやっている製材所もありますし、林業地帯はあると思うのです。そういったところはなかなか大規模というのは難しいという現状もあると思うのですが、例えばどんどん製材所がなくなって、緑の雇用制度で、山で働く人はふえてきているのだけれども、実際、それを加工する場所がないというようなことも起きているかと思うのです。そういった小規模なところの支援というのと同じように必要で、そういった小規模をふやすという選択肢も今後あるのかなと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○沖長官 今、ここの場で申し上げたのは確におっしゃるように大規模な工場にきちんとシフトしていくというお話をしました。でも、決して家のつくり方というのは多様で、御存じかもしれませんが、顔見えの住宅づくりのような、本当に木造住宅の好きな方々が選んでいる大工、工務店のつくり方ではそうではないのです。おっしゃるとおり、木が見える形で、役物をきちんとどう使うかとか、好きな木をどう使うかというところがございます。ですから、我々としても全てが大規模化というわけではないのですけれども、メインストリームは多分こうだと思っておりますが、地域地域に応じた特徴のある製材工場は残っていくのだろうと思っております。地域にある木を使っていくというのは非常に重要なこと、産業としても重要なことですので、そこもあわせて私は考えております。よろしくお願いたします。

○青木代表取締役 ありがとうございます。

○飯田座長 それでは、お時間が参りましたので、議題1につきましては以上といたします。

林野庁の皆様、御出席ありがとうございます。また引き続きお伺いをすることも多いかと思しますので、よろしくお願いたします。

(農林水産省関係者退室)

○飯田座長 続きまして、議題2として「農林ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項(案)」について、私から説明させていただきます。

今期のワーキング・グループの主な検討テーマについてまとめさせていただきました。資料2をごらんください。

今回の冒頭にも少しお話ししましたが、農林ワーキング・グループにおける主な審議事項は、1が「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進」。2が「農業競争力強化と地域経済活性化に向けた農地の利活用の促進」。3が「農地・林地に関する所有者不明問題」。1、2、3とどちらかという土地の話というのが比較的続きまして、そして、4が「卸売市場法の抜本的見直し」。5は各期必ず必要なものになりますが、重点事項についてのフォローアップといった形になっております。

この内容、今期の主な審議事項について、御質問、御意見等あれば、まずはよろしくお願いたします。大丈夫でしょうか。この内容で御異存なければ、座長で私の名前で当農

林ワーキング・グループの今期の主な審議事項として公表することにいたします。

なお、ここに記載した審議事項はあくまで現時点の検討テーマを整理したものであり、委員、専門委員の皆様におかれましては、今後のヒアリング内容に基づき、本内容にかかわらず臨機応変に御議論いただければと思います。

この中では林業のほうは少し森林環境税等の関係で何となくせかされている感じがあるというのと、もう一つは、この卸売市場法の見直しについては、またいろいろと議論も起こるかと思しますので、少し重点的にフォローしていくということになるかと思えます。

では、何か御意見、御発言はありますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本内容をもって規制改革推進会議農林ワーキング・グループの今期の主な審議事項として発表したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、お時間となりましたので、本日の会議はここで終了といたします。本日はお忙しいところ御参集いただき、ありがとうございました。

事務局からは。

○佐脇参事官 次回のワーキング・グループの開催日程につきましては、後日調整の上、御連絡いたします。

以上です。

○飯田座長 では、お疲れさまでした。